

随 意 契 約 理 由 書

1 工事（業務）名	非ETC車に対する意識調査及び料金検索システムに関する意識調査業務（平成29年度）
2 業 者 名	阪神高速サービス株式会社
3 随意契約理由	
<p>本業務は、阪神高速道路を非ETC車（ICCR含む）でご利用のお客さまにアンケート調査を行うことにより、ETCのサービス向上及びETCへの転換を図ることを目的とし、アンケート調査、データ集計等を行う業務（以下「非ETCアンケート」という）である。また、更なるお客さまサービスの向上を目的として、全てのお客さまを対象に、阪神高速道路（株）が運営する料金検索サイトについての意見・要望についてのアンケート調査、集計等を行う業務（以下「料金検索アンケート」という）である。</p> <p>その円滑かつ効果、効率を考慮した業務実施のためには、非ETCアンケート及び料金検索アンケートで想定しているアンケート対象への訴求が必要である。非ETCアンケートについては非ETC車（ICCR含む）でご利用のお客さま、料金検索アンケートについては、非ETC車（ICCR含む）でご利用のお客さまを含む全てのお客さまを対象にしており、非ETCアンケートの一部に料金検索アンケートの設問を入れることにより全てのお客さまに訴求することが可能である。また、ETCのサービス向上及びETCへの転換、並びに料金検索システムの利便性向上のためには、当社のETC普及促進施策及びお客さま満足に関する調査業務に精通した上で、当社の意図を的確かつ迅速に反映し、非ETCアンケート及び料金検索アンケートの各設問に反映することが必要である。</p> <p>阪神高速サービス株式会社は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、平成20年度から継続的に実施している非ETC車に対する意識調査だけでなく、お客さま満足度調査等のアンケート調査に関する業務も実施してきており、お客さまのこれまでの意識等について熟知しているばかりでなく、共通の経営目的をもって業務を行い、ETCのサービス向上、お客さまサービス向上等に関するノウハウの蓄積を図っている。</p> <p>よって、同社は本業務を他者よりも適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定に基づき、随意契約とする。</p>	
<p>阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。</p>	